地方自治法施行令第167条の2第1項第3号または第4号に基づく随意契約の締結結果一覧表　　別紙６

No.	契約に係る役務の名称	数量	契約日	契約の内容	契約の相手方	契約金額(税込)(円)	発注課		随意契約とした理由	根拠法令	備考
							所管課	連絡先（直通）	契約の相手方とした理由		
1	北区役所ほか樹木管理業務	一式	R7.6.25	北区役所敷地内の除草及び樹木剪定	公益財団法人堺市シルバー人材センター	319,000	北区役所企画総務課	258-6706	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるものに該当する団体であり、当該業務を委託することにより、軽易な業務にかかる就業を希望する高年齢者に対して、就業機会を提供することが本市の政策目的に合致するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	